



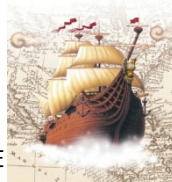
NISSAI
ASSET MANAGEMENT

ニッセイ／パトナム・インカムオープン

追加型投信／海外／債券 **特化型**

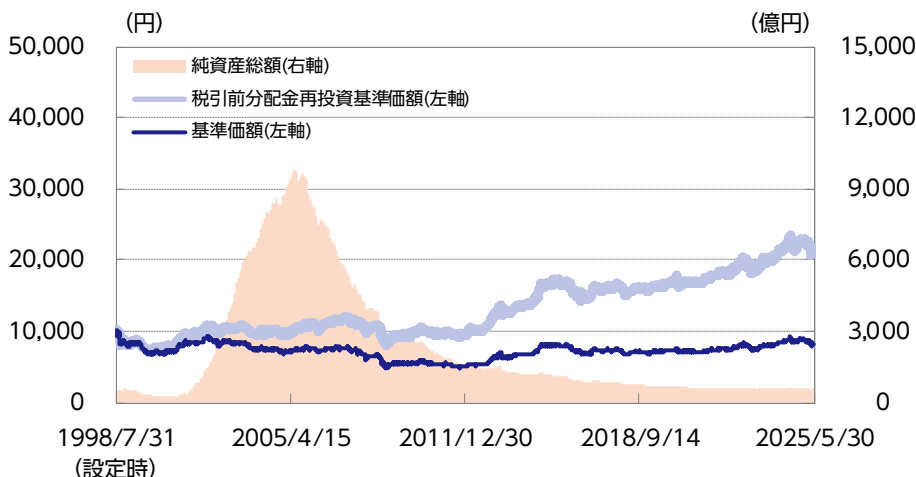
マンスリーレポート

2025 年 5 月 末 現 在



運用実績

基準価額・純資産の推移



基準価額および純資産総額

基準価額	8,188円
前月末比	2円
純資産総額	544億円

分配の推移（1万口当り、税引前）

第101期	2023年10月	50円
第102期	2024年01月	55円
第103期	2024年04月	50円
第104期	2024年07月	55円
第105期	2024年10月	50円
第106期	2025年01月	50円
第107期	2025年04月	45円
直近1年間累計		200円
設定来累計額		6,865円

基準価額の騰落率（税引前分配金再投資）

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	0.0%	－ 4.2%	－ 4.1%	－ 4.0%	14.2%	113.7%
参考指標	－ 0.1%	－ 4.0%	－ 3.7%	－ 3.1%	16.5%	177.8%
米ドル・円	0.9%	－ 3.9%	－ 4.6%	－ 8.2%	12.2%	0.0%

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。

※ファンド騰落率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

※当ファンドはベンチマークを定めていませんが、ブルームバーグ米国総合インデックス（円換算ベース）を参考指標として掲載しており、設定日を起点として指数化しています。ブルームバーグ米国総合インデックスとは、ブルームバーグが公表しているインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスを表します。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは現地通貨建てベースのインデックスを委託会社が円換算したものです。以下同じです。

<ご参考>為替（米ドル・円レート）の推移 <当月末現在 143.87円>



※対顧客電信売買相場仲値のデータをもとに、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

※当ファンドの運用委託先であるフランクリン・アドバイザーズ・インクのデータに基づき、現地月末営業日を基準に作成しています（一部データを除きます）。

ポートフォリオ情報		
平均格付	※1	A A -
平均デュレーション	※2	5.77年
平均最終利回り	※3	4.90%
平均クーポン	※4	3.50%
平均直利	※5	3.84%
銘柄数		610

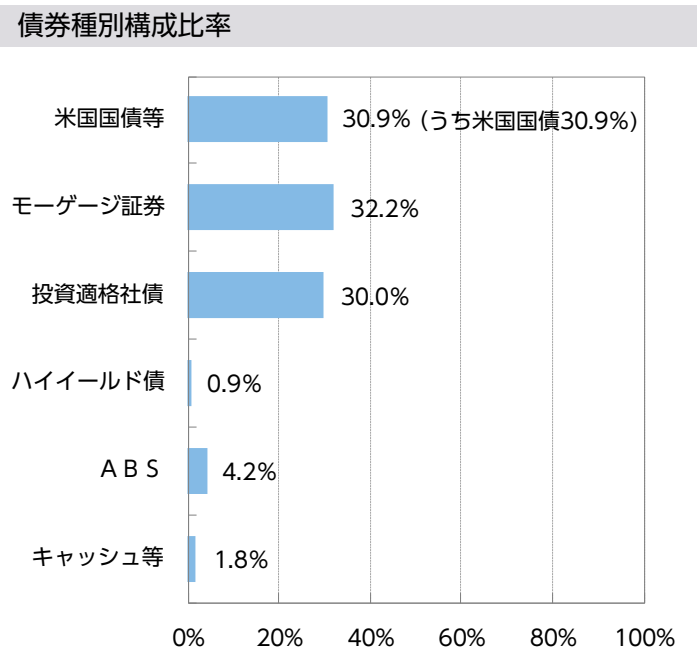
※1 原則として格付は、ムーディーズ、S & P、フィッチレーティングスのうち、上位の格付を採用しております。以下同じです。
また平均格付とは、当ファンドが組み入れている債券にかかる格付を加重平均したものであり、当ファンドにかかる格付ではありません。

※2「デュレーション」＝債券投資におけるリスク度合いを表す指標の一つで、金利変動に対する債券価格の反応の大きさ（リスクの大きさ）を表し、デュレーションが長いほど債券価格の反応は大きくなります。

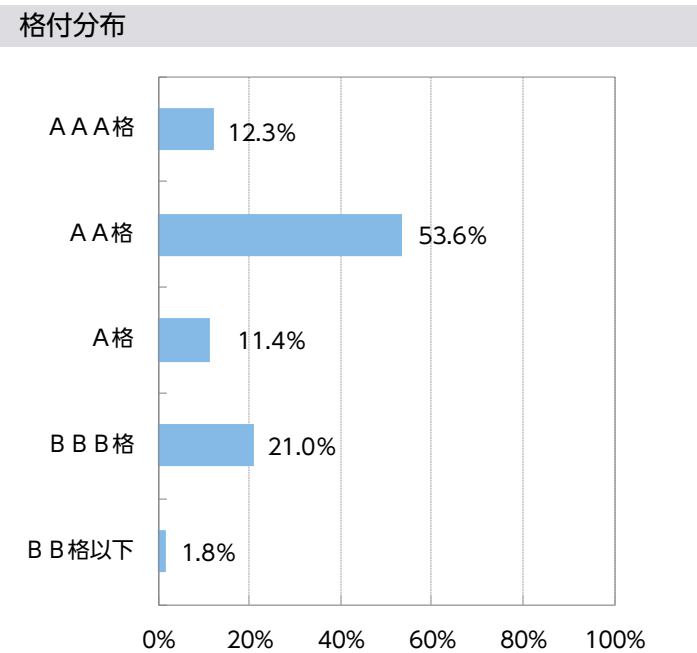
※3「最終利回り」＝満期までの保有を前提とすると、債券の購入日から償還日までに入ってくる受取利息や償還差損益（額面と購入価額の差）等の合計額が投資元本に対して1年当たりどれくらいになるかを表す指標です。

※4「クーポン」＝額面金額に対する単年の利息の割合を表します。

※5「平均直利」＝平均クーポン÷平均時価単価



※対外貸建資産総額比



※対外貸建資産総額比

組入上位10銘柄						
	銘柄	債券種別	償還日	クーポン	格付	比率
1	アメリカ国債	国債	2030/05/15	0.625%	A A	6.3%
2	アメリカ国債	国債	2042/08/15	2.750%	A A	5.8%
3	アメリカ国債	国債	2029/03/31	2.375%	A A	4.1%
4	アメリカ国債	国債	2030/08/15	0.625%	A A	3.4%
5	ジニーメイ	モーゲージ証券	2053/02/01	3.500%	A A A	3.2%
6	アメリカ国債	国債	2031/08/15	1.250%	A A	2.8%
7	アメリカ国債	国債	2052/02/15	2.250%	A A	2.1%
8	アメリカ国債	国債	2029/02/28	1.875%	A A	2.0%
9	アメリカ国債	国債	2034/08/15	3.875%	A A	2.0%
10	ジニーメイ	モーゲージ証券	2051/09/01	3.000%	A A A	1.9%

※対純資産総額比

マーケットの状況

債券種別騰落率

区分	騰落率	コメント
米国国債	-1.03%	当月は、米国がイギリスとの貿易協定の締結に合意したことに加え、中国とも互いに課した追加関税を大幅に引き下げることで合意したことを受けて、投資家のリスク選好姿勢が高まったことなどから、金利が上昇し、国債が下落しました。一方、信用スプレッド（国債に対する上乗せ金利）が縮小し、ハイイールド債が上昇しました。
エージェンシー債等	-0.46%	
モーゲージ証券	-0.91%	
投資適格社債	-0.01%	
ハイイールド債	1.68%	
A B S	0.02%	

※参考指標（ブルームバーグ米国総合インデックス）のセクター毎の月間騰落率（米ドルベース）です。ただし、ハイイールド債の騰落率についてはブルームバーグ・米国ハイイールド・インデックスの騰落率を使用しています。

当月の市況動向

当月の米長期金利は前月から上昇しました。前半は、4月の米雇用統計における非農業部門の雇用者数や米サプライマネジメント協会（ISM）によるサービス業景況感指数が市場予想を上回るなど、底堅い経済指標が好感され、金利は上昇基調で推移しました。その後、米国がイギリスとの貿易協定の締結に合意したことに加え、中国とも互いに課した追加関税を大幅に引き下げることで合意したことを受けて、投資家のリスク選好姿勢が高まり、金利は一段と上昇しました。後半は、大手格付け会社が米国債の格下げを行ったことや、財政拡張政策への懸念が高まったことで、金利はさらに上昇しました。しかし、米国債の入札が堅調に消化されたことや、月末のポートフォリオ調整による債券買いを受けて、金利は上昇幅を一部縮小しました。月末時点での米長期金利は4.40%となりました。

当月の米ドル・円相場は前月から上昇しました。前半は、日銀の金融政策決定会合において2025年度の実質国内総生産（GDP）成長率の見通しが大幅に下方修正され、早期の利上げ観測が後退したことから、ドル・円は上昇しました。また、4月の米雇用統計における非農業部門の雇用者数や米ISMによるサービス業景況感指数が市場予想を上回るなど、底堅い経済指標が好感されたことで、ドル・円は一段と上昇しました。しかし、関税交渉を巡る不確実性がくすぶる中で、ドル・円は下落し、方向感を欠いた動きとなりました。その後、米国がイギリスとの貿易協定の締結に合意したことに加え、中国とも互いに課した追加関税を大幅に引き下げることで合意したことを受けて、ドル・円は再度上昇しました。後半は、大手格付け会社が米国債の格下げを行ったことや、財政拡張政策への懸念が高まったことで、ドル資産を手放す動きが見られ、ドル・円は下落しました。しかし、「日本の財務省が超長期債発行計画の見直しを検討」との報道を受け、ドル・円は上昇しました。月末時点では143.87円（東京市場）と前月末比1.30円のドル高・円安となりました。

ファンドの状況

金利変動リスクの大きさを示すデュレーションは、参考指標対比で中立近辺に調整しました。債券種別配分では、投資適格社債や商業用モーゲージ証券（CMB S）を参考指標より多め、国債等を少なめとする方針としております。

当ファンドの基準価額は、金利は上昇（価格は下落）したものの、米ドル高・円安となったことなどから、前月末比＋2円（税引前分配金込み）となりました。

今後の見通しと運用方針

米国経済は、一部経済指標の悪化や、トランプ米政権の関税政策の影響を巡る不透明感から、2025年後半の景気減速が市場参加者の間で意識されています。トランプ米大統領の掲げる関税政策は、貿易相手国のみならず、米国経済にも下押し圧力となる可能性があることや、インフレを押し上げる可能性があるため、注意が必要です。

米国金利は、中長期的には米連邦準備制度理事会（F R B）の利下げ進行により、低下していくことが見込まれます。ただし、F R Bは追加利下げの実施に関して、状況がより明確になるまで待つことが適切だとの見解を示すなど、慎重に利下げを進める方針を示しています。F R Bが追加利下げに慎重な姿勢を示していることや、トランプ米大統領の関税政策がインフレを押し上げる可能性があることから、短い年限の金利については、低下余地は限定的と考えています。一方で、長い年限の金利については、景気減速懸念が強まった場合は、低下する可能性があると考えています。

米国社債のスプレッドは、上述の通り、2025年後半の米国の景気減速が市場参加者の間で意識されていることや、スプレッドが過去対比で低位な水準にあることから、緩やかな拡大方向での推移になると考えています。

今後の運用については、金利リスクはデュレーションを参考指標対比で現在は中立近辺としていますが、市場動向等に応じてポジションを調整します。種別に関しては、投資適格社債やCMB Sを対参考指標で多めの配分とし、国債等を少なめの配分とする方針を継続します。

ファンドの特色

①米ドル建ての多種多様な債券に投資します。

ファンドが投資対象とするモーゲージ証券などには、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、ファンドは特定の銘柄に投資が集中することがあります。ファンドの特化型運用においては、当該銘柄のエクスポージャーがファンドの純資産総額の35%を超えないよう運用を行います。が、当該銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

②分散投資・高格付債への投資により、信用リスクをコントロールします。

③ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーに運用を委託します。

なお、今後、運用指図に関する権限の委託先は、「ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー」から「フランクリン・アドバイザーズ・インク」に変更となる予定です。

④原則として、為替ヘッジ※は行いません。

※ 為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

⑤3ヵ月毎に分配金をお支払いすることをめざします。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

●ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

●ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
	期限前償還 リスク	モーゲージ証券は、様々な要因によるローンの借換え等にともない、期限前償還されることがあり、これらの増減により価格が変動します。特に金利が低下した場合、期限前償還の可能性の高まりにより、モーゲージ証券の種類によっては価格の上昇が抑えられること、または下落することがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

! 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付を中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付を取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

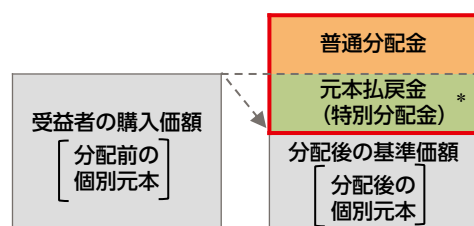
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

！上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金時	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
決算・分配	決算日	1・4・7・10月の各15日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
その他	信託期間	無期限（設定日：1998年7月31日）
	繰上償還	委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

! ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.75%（税抜2.5%） を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎 日	運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年率1.65%（税抜1.5%） をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。
随 時	その他の費用・手数料	組入価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

- ! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
! 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、またNISAおよび外国税額控除の適用対象外です。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-762-506 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	ホームページ https://www.nam.co.jp/
三菱UFJ信託銀行株式会社	

ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ⑧当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ⑨当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本金融先物取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	取扱販売会社名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本金融先物取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会
アイザワ証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○	野村證券株式会社	○		関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
あかつき証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	浜銀ＴＴ証券株式会社(※1)	○		関東財務局長(金商)第1977号	○		
池田泉州ＴＴ証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第370号	○			ひろぎん証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第20号	○		
岩井コスモ証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	PayPay証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2883号	○		
SMBＣ日興証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	ほくほくＴＴ証券株式会社	○		北陸財務局長(金商)第24号	○		
株式会社ＳＢＩ証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	北洋証券株式会社	○		北海道財務局長(金商)第1号	○		
ＦＦＧ証券株式会社	○		福岡財務支局長(金商)第5号	○		○	松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○	○	
ＯＫＢ証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第191号	○			マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
岡三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	丸三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第167号	○		
極東証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第65号	○		○	みずほ証券株式会社(※1)	○		関東財務局長(金商)第94号	○	○	○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第3198号	○			三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社(※1)	○		関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
四国アライアンス証券株式会社	○		四国財務局長(金商)第21号	○			三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
静銀ティーエム証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第10号	○			moomoo証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第3335号	○	○	
大和証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	むさし証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第105号	○		○
東海東京証券株式会社(※3)	○		東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
とうほう証券株式会社	○		東北財務局長(金商)第36号	○			ワイエム証券株式会社	○		中国財務局長(金商)第8号	○		
内藤証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第24号	○		○	株式会社青森みちのく銀行	○		東北財務局長(登金)第1号	○		
西日本シティＴＴ証券株式会社	○		福岡財務支局長(金商)第75号	○			株式会社秋田銀行	○		東北財務局長(登金)第2号	○		
日産証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第131号	○		○							

取 扱 販 売 会 社 名	金 融 商 品 取 引 業 者	登 録 番 号	日 本 証 券 業 協 会	一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会	一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会	取 扱 販 売 会 社 名	金 融 商 品 取 引 業 者	登 録 番 号	日 本 証 券 業 協 会	一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会	一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会
株式会社足利銀行	○	関東財務局長(登金)第43号	○	○		株式会社ＵＩ銀行（委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社）（※2）	○	関東財務局長(登金)第673号	○		
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	○	関東財務局長(登金)第633号	○			株式会社横浜銀行	○	関東財務局長(登金)第36号	○		○
株式会社伊予銀行	○	四国財務局長(登金)第2号	○	○		会津信用金庫	○	東北財務局長(登金)第20号			
株式会社ＳＢＩ新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社ＳＢＩ証券）	○	関東財務局長(登金)第10号	○	○		青い森信用金庫	○	東北財務局長(登金)第47号			
株式会社ＳＢＩ新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	○	関東財務局長(登金)第10号	○	○		旭川信用金庫	○	北海道財務局長(登金)第5号			
株式会社大垣共立銀行	○	東海財務局長(登金)第3号	○	○		朝日信用金庫	○	関東財務局長(登金)第143号	○		
株式会社関西みらい銀行	○	近畿財務局長(登金)第7号	○	○		足利小山信用金庫	○	関東財務局長(登金)第217号			
株式会社きらぼし銀行	○	関東財務局長(登金)第53号	○	○		足立成和信用金庫	○	関東財務局長(登金)第144号			
株式会社きらぼし銀行（委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社）	○	関東財務局長(登金)第53号	○	○		あぶくま信用金庫	○	東北財務局長(登金)第24号			
株式会社熊本銀行	○	九州財務局長(登金)第6号	○			尼崎信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第39号	○		
株式会社群馬銀行	○	関東財務局長(登金)第46号	○	○		新井信用金庫	○	関東財務局長(登金)第241号			
株式会社三十三銀行	○	東海財務局長(登金)第16号	○			アルプス中央信用金庫	○	関東財務局長(登金)第251号			
スルガ銀行株式会社	○	東海財務局長(登金)第8号	○			淡路信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第41号			
株式会社千葉銀行	○	関東財務局長(登金)第39号	○	○		飯田信用金庫	○	関東財務局長(登金)第252号			
株式会社東邦銀行	○	東北財務局長(登金)第7号	○			飯塚信用金庫	○	福岡財務支局長(登金)第16号			
株式会社南都銀行	○	近畿財務局長(登金)第15号	○			石巻信用金庫	○	東北財務局長(登金)第25号			
株式会社広島銀行	○	中国財務局長(登金)第5号	○	○		一関信用金庫	○	東北財務局長(登金)第26号			
株式会社北洋銀行	○	北海道財務局長(登金)第3号	○	○		永和信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第43号			
株式会社北洋銀行（委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	○	北海道財務局長(登金)第3号	○	○		越前信用金庫	○	北陸財務局長(登金)第12号			
株式会社北陸銀行	○	北陸財務局長(登金)第3号	○	○		愛媛信用金庫	○	四国財務局長(登金)第15号			
株式会社北海道銀行	○	北海道財務局長(登金)第1号	○	○		遠州信用金庫	○	東海財務局長(登金)第28号			
株式会社みずほ銀行(※1)	○	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○	青梅信用金庫	○	関東財務局長(登金)第148号	○		
株式会社三井住友銀行	○	関東財務局長(登金)第54号	○	○	○	大垣西濃信用金庫	○	東海財務局長(登金)第29号			
株式会社みなと銀行	○	近畿財務局長(登金)第22号	○	○		大川信用金庫	○	福岡財務支局長(登金)第19号			
株式会社武蔵野銀行	○	関東財務局長(登金)第38号	○			大阪シティ信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第47号	○		
						大阪信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第45号			
						岡崎信用金庫	○	東海財務局長(登金)第30号	○		
						おかやま信用金庫	○	中国財務局長(登金)第19号	○		
						小浜信用金庫	○	北陸財務局長(登金)第14号			
						帯広信用金庫	○	北海道財務局長(登金)第15号			
						遠賀信用金庫	○	福岡財務支局長(登金)第21号			
						鹿児島信用金庫	○	九州財務局長(登金)第25号			

取 扱 販 売 会 社 名	金 融 商 品 取 引 業 者	登 録 金 融 機 関	登 録 番 号	日 本 証 券 業 協 会	一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会	一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会	取 扱 販 売 会 社 名	金 融 商 品 取 引 業 者	登 録 金 融 機 関	登 録 番 号	日 本 証 券 業 協 会	一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会	一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会
鹿児島相互信用金庫		○	九州財務局長(登金)第26号				高崎信用金庫		○	関東財務局長(登金)第237号			
金沢信用金庫		○	北陸財務局長(登金)第15号	○			高松信用金庫		○	四国財務局長(登金)第20号			
蒲郡信用金庫		○	東海財務局長(登金)第32号				高山信用金庫		○	東海財務局長(登金)第47号			
亀有信用金庫		○	関東財務局長(登金)第149号				瀧野川信用金庫		○	関東財務局長(登金)第168号			
川口信用金庫		○	関東財務局長(登金)第201号				但馬信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第67号			
川崎信用金庫		○	関東財務局長(登金)第190号	○			玉島信用金庫		○	中国財務局長(登金)第30号			
北伊勢上野信用金庫		○	東海財務局長(登金)第34号				千葉信用金庫		○	関東財務局長(登金)第208号			
北おおさか信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第58号				中南信用金庫		○	関東財務局長(登金)第195号			
きのくに信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第51号				津山信用金庫		○	中国財務局長(登金)第32号			
吉備信用金庫		○	中国財務局長(登金)第22号				鶴岡信用金庫		○	東北財務局長(登金)第41号			
岐阜信用金庫		○	東海財務局長(登金)第35号	○			東京東信用金庫		○	関東財務局長(登金)第179号	○		
京都信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第52号	○			東春信用金庫		○	東海財務局長(登金)第52号			
京都中央信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第53号	○			東濃信用金庫		○	東海財務局長(登金)第53号	○		
京都北都信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第54号				東予信用金庫		○	四国財務局長(登金)第21号			
熊本第一信用金庫		○	九州財務局長(登金)第14号				利根郡信用金庫		○	関東財務局長(登金)第240号			
熊本中央信用金庫		○	九州財務局長(登金)第15号				豊川信用金庫		○	東海財務局長(登金)第54号			
桑名三重信用金庫		○	東海財務局長(登金)第37号				豊橋信用金庫		○	東海財務局長(登金)第56号			
甲府信用金庫		○	関東財務局長(登金)第215号				長岡信用金庫		○	関東財務局長(登金)第248号			
神戸信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第56号				長野信用金庫		○	関東財務局長(登金)第256号	○		
郡山信用金庫		○	東北財務局長(登金)第31号				長浜信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第69号			
湖東信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第57号				中兵庫信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第70号			
さがみ信用金庫		○	関東財務局長(登金)第191号				奈良信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第71号	○		
佐野信用金庫		○	関東財務局長(登金)第223号				奈良中央信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第72号			
しずおか焼津信用金庫		○	東海財務局長(登金)第38号				西尾信用金庫		○	東海財務局長(登金)第58号	○		
しのめ信用金庫		○	関東財務局長(登金)第232号				西中国信用金庫		○	中国財務局長(登金)第29号			
芝信用金庫		○	関東財務局長(登金)第158号				日新信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第74号	○		
しまなみ信用金庫		○	中国財務局長(登金)第20号				二本松信用金庫		○	東北財務局長(登金)第46号			
上越信用金庫		○	関東財務局長(登金)第247号				沼津信用金庫		○	東海財務局長(登金)第59号			
白河信用金庫		○	東北財務局長(登金)第36号				のと共栄信用金庫		○	北陸財務局長(登金)第30号			
須賀川信用金庫		○	東北財務局長(登金)第38号				浜松磐田信用金庫		○	東海財務局長(登金)第61号			
静清信用金庫		○	東海財務局長(登金)第43号	○			半田信用金庫		○	東海財務局長(登金)第62号			
西武信用金庫		○	関東財務局長(登金)第162号	○			尾西信用金庫		○	東海財務局長(登金)第63号			
瀬戸信用金庫		○	東海財務局長(登金)第46号	○			備北信用金庫		○	中国財務局長(登金)第43号			
空知信用金庫		○	北海道財務局長(登金)第21号				姫路信用金庫		○	近畿財務局長(登金)第80号	○		

取 扱 販 売 会 社 名	金 融 商 品 取 引 業 者	登 録 金 融 機 関	登 録 番 号	日 本 証 券 業 協 会	一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会	一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会	取 扱 販 売 会 社 名	金 融 商 品 取 引 業 者	登 録 金 融 機 関	登 録 番 号	日 本 証 券 業 協 会	一 般 社 団 法 人 金 融 先 物 取 引 業 協 会	一 般 社 団 法 人 第 二 種 金 融 商 品 取 引 業 協 会
平塚信用金庫		○	関東財務局長(登金)第196号				宮城第一信用金庫		○	東北財務局長(登金)第52号			
広島信用金庫		○	中国財務局長(登金)第44号	○			室蘭信用金庫		○	北海道財務局長(登金)第33号			
福井信用金庫		○	北陸財務局長(登金)第32号				盛岡信用金庫		○	東北財務局長(登金)第54号			
福岡ひびき信用金庫		○	福岡財務支局長(登金)第24号	○			杜の都信用金庫		○	東北財務局長(登金)第39号			
福島信用金庫		○	東北財務局長(登金)第50号				結城信用金庫		○	関東財務局長(登金)第228号			
碧海信用金庫		○	東海財務局長(登金)第66号	○			米子信用金庫		○	中国財務局長(登金)第50号			
北門信用金庫		○	北海道財務局長(登金)第31号				留萌信用金庫		○	北海道財務局長(登金)第36号			
北海道信用金庫		○	北海道財務局長(登金)第19号				三菱UFJ信託銀行株式会社		○	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○

(※1)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。

(※2)インターネットのみのお取扱いとなります。

(※3)一般社団法人日本STO協会にも加入しております。